

指名停止措置の概要

1. 経過等

当該業者は、大手建設業者の発注する特定エレベーター方式P S（パーキングシステム）設置工事において、供給価格の低落防止等を図るため、供給予定者の調整を行っていたことから、令和7年3月24日、公正取引員会から独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令（課徴金減免制度の適用あり）を受けた。

2. 指名停止措置の対象者及び指名停止期間

(1) 対象者

新明和工業株式会社

代表取締役 五十川 龍之

兵庫県宝塚市新明和町1-1

(2) 指名停止期間

令和7年4月14日～令和7年5月29日（46日間）

※3か月（4月14日から7月13日までの91日間の）2分の1

3. 指名停止措置理由

このことは、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」別表第2第10号の措置要件に該当する。

《参照：別表第2》（抜粋）

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 10 工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 3か月以上12か月以内